

令和２年度 農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究（新規公募）

Q&A：共通部分（令和２年１月２１日時点）

総論

【趣旨】

問１ 本事業の趣旨は。

問２ 事業の大まかな流れは。

【過去の例】

問３ 過去にどのような研究を実施してきたのか。

【応募課題】

問４ 令和２年度はどのような課題を募集しているのか。

問５ 研究実施期間は何年か。

問６ 研究内容によって研究実施期間を調節することは可能か。

体制

【実施者】

問７ どのような者が事業の実施者となるのか。

問８ 研究機関には、農業系以外の大学などを含めても良いか。

問９ 何をもちて研究機関と判断するのか。

問１０ 協力機関とは何か。

問１１ 協力機関は提案書様式「１－７ 研究実施体制図」（p 7）に記載するだけでよいのか。

【申請者の要件、資格】

問１２ 応募の要件は。

問１３ 平成３１・３２・３３年度又は令和１・２・３年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）は、どうやって取得すれば良いか。

問１４ 全省庁統一規格について、書類の提出は代表機関だけであって、共同研究機関等については資格を取得しているかを確認するだけで良いか。

問１５ 競争参加資格を取得しようと考えているが、取得にどのくらいの期間がかかるのか。

問１６ 複数の者で応募は可能か。

問１７ 連名での申請は可能か。

問１８ 応募要領に、研究開発責任者の要件として「人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究責任者になることを避けてください。」とあるが、これは必ず遵守する必要があるか。

問１９ 他省庁の事業に応募中であるが、同一の提案をもつて本事業に応募して良いか。

問２０ 農林水産研究推進事業のうち複数の課題に応募して問題ないか。

問 21 ほかのプロジェクトにおいて研究代表者として参画している研究者が、今回募集の研究課題に、研究開発責任者として参画することは可能か。

問 22 研究開発責任者が研究課題を持たないこともあるか。

問 23 担当課題を持たない研究者が研究開発責任者になる場合、その者に予算を配分することは可能か。

【研究グループ（コンソーシアム）】

問 24 研究代表機関の役割は。

問 25 共同研究機関の役割は。

問 26 研究グループを構成して研究を行う場合、応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。

問 27 委託費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行うことは可能か。

問 28 委託費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行う場合、提案書に記載する必要があるか。

問 29 委託費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行う場合であっても、「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出する必要があるか。

問 30 農林漁業者等にコンソーシアムに入ってもらうが、農林漁業者等の事情により予算を配分しないまま参画していただいても良いか。このような場合も農林漁業者等がコンソーシアムに参画していると考えて良いか。

問 31 海外の研究機関と共同研究したいと考えているが、海外の共同研究機関もコンソーシアムのメンバーとして位置付ける必要があるか。

問 32 海外法人とのコンソーシアムを考えている。研究所は海外に数か所あり、日本には研究所を置かない予定。研究所が国内になれば応募権利はないか。

問 33 応募に当たり、コンソーシアムに参画を予定する機関が応募者の資格要件に合致するかなど、事前に確認することは可能か。

問 34 コンソーシアムの構成等を契約後に変更することは可能か。

問 35 研究実施期間中にコンソーシアム内の研究者が異動した場合、契約を変更する必要があるのか。

問 36 研究実施期間の途中（例えば3年目）から開始する研究課題を想定しているが、当該課題を担当する研究機関は、途中からコンソーシアムに参画すれば良いのか。

問 37 サンプル分析や測定等の作業をコンソーシアム外の機関に外注することは可能か。

問 38 コンソーシアム内での共通経費についても、研究者ごとに予定額を配分して計上する必要があるか。研究開発責任者に一括計上してもよいか。

【普及・実用化支援組織】

問 39 「普及・実用化支援組織」の参画は必須なのか。

問 40 「普及・実用化支援組織」は研究活動を受け持つ必要があるのか。

問 41 「普及・実用化支援組織」の位置付けは、共同研究機関となるのか。

- 問 42 「普及・実用化支援組織」はコンソーシアムに参画する必要があるか。
- 問 43 「普及・実用化支援組織」は応募要領に記載している農協や都道府県等、全てを含める必要があるか。
- 問 44 「普及・実用化支援組織」としての民間企業等の参画は、事業終了後に民間企業等が事業化したのかなど、研究成果の普及状況を確認するためか。
- 問 45 TLO（技術移転機関）は「普及・実用化支援組織」として妥当か。
- 問 46 募集研究課題の要件で特に指定されていない場合、「普及・実用化支援組織」は、研究実施期間途中からの参画は可能か。
- 問 47 将来、協力機関から研究機関あるいは普及・実用化支援組織への変更が可能なのか。

応募

【応募方法】

- 問 48 e-Rad はコンソーシアム全研究機関を登録する必要があるのか。
- 問 49 コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。
- 問 50 参画するすべての研究者を e-Rad に登録する必要があるのか。
- 問 51 協力機関は e-Rad 登録をしなくても良いのか。
- 問 52 「研究機関」として応募はできないのか。
- 問 53 技術研究組合が参画する場合、構成する企業等が e-Rad に登録している場合であっても、技術研究組合として登録する必要があるのか。
- 問 54 e-Rad の登録は募集する研究課題ごととなっているが、個別課題で応募（個別提案）する場合の e-Rad への登録方法はどのようにしたら良いか。
- 問 55 海外の研究機関がコンソーシアムに参画した場合、海外の研究機関に所属する研究者にかかる情報は、e-Rad にどのように登録すればよいのか。
- 問 56 e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。
- 問 57 e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は何MBか。
- 問 58 e-Rad の ID 及びパスワードを失念した場合、どこに問い合わせするのか。
- 問 59 配分機関に提出した応募情報を引戻すには、どうすればよいのか。

【提案書】

- 問 60 提案書の「表紙」や「研究概要様式」等における「プロジェクト名」、募集研究課題名、個別課題名等と、応募要領別紙 1-1～1-8 における課題名等との対応関係は。
- 問 61 大学の場合、提案書「表紙」の「代表者氏名」は学長名でよいか。
- 問 62 提案書「表紙」の「代表者氏名」について、部門長（学部長・学科長当）として提案することは可能か。
- 問 63 公設試験研究機関は、研究機関であり普及・実用化支援組織であるため、提案書「研究概要図」に記載する場合は両者を併記してもよいか。
- 問 64 提案書「1-4 研究開発された成果の実用化・事業化、普及に向けた出口戦略」

について、「具体的に記載してください」とあるが、どのようなことを書けば良いのか。

問 65 委託を受ける研究機関が多岐に渡る場合であっても、提案書「1-7 研究実施体制図」に全ての機関を記載する必要があるのか。また、複数の場所で研究を行う場合、研究実施場所はどのように記載すればよいのか。

問 66 提案書「1-7 研究実施体制図」（例示）の「研究グループ」枠内はコンソーシアムのことを示しているのか。

問 67 提案書「2 令和〇〇年度細部研究計画」については何年度分の記載が必要か。5 年分記載するのか。初年度分を記載すればよいのか。

問 68 「2-1 研究計画」において、小課題名（項目）が3つ以上になる場合は、「2 小課題名を記載（以下同じ）」以降を追加すればよいのか。

問 69 「2-3 令和〇〇年度実施体制」と「4-2 研究開発責任者・研究担当者」は同様の様式だが、両者の違いは何か。

問 70 提案書「4-3 事業実施責任者」という位置づけの者を記載するのか。

問 71 提案書「5-1 研究開発予算と研究員の年度展開」における予算の立て方について、年度ごとに額が変わってもよいのか。

問 72 提案書「5-1 研究開発予算と研究員の年度展開」における研究員の予定人数について、同じ研究者が複数の異なる研究内容に関与する可能性があるが、ここでの予定人数の計・合計には延べ数を記載すればよいのか。

問 73 提案書「5-2 令和2年度経費積算見積書」について、使用する単価に決まりはあるのか。

問 74 提案書「7 加算点に係る項目（1）中山間地域における取組」について、加点の対象となる中山間地域の定義を教えて欲しい。

問 75 提案書「7 加算点に係る項目（2）ワークライフバランス等の推進」について、基準適合認定通知書等の写しは全ての機関から提出する必要があるのか。

問 76 提案書「様式1 研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）」の財務状況（当期純利益及び資本金）の記入は、国立研究開発法人の場合も必要か。

問 77 提案書「様式2 研究者一覧」におけるエフォートの記入は、記載する研究者全員が対象か。

問 78 提案書「様式4 研究員 研究経歴書」はポスドクも提出する必要があるか。

問 79 提案書「様式4 研究員 研究経歴書」は、「普及・実用化支援組織」の研究者も提出する必要があるか。

問 80 提案内容に企業秘密が含まれる場合、提案書の審査を行う審査委員に守秘義務は課せられるのか。

問 81 委託研究費限度額は最大限計上可能なのか（農林水産省で一部天引きされるのか。）。

審査・契約

【委託予定先の選定】

問 82 審査委員会は、提案書に基づく書面審査か。応募者が提案内容を発表する機会はあるか。

るのか。

問 83 委託予定先の選定後に、コンソーシアムによる応募の場合はコンソーシアムを構成する全機関名を公表することとされているが、コンソーシアムに参画しない協力機関についても公表されるのか。

【契約】

問 84 委託契約書（案）の項目内容を変更することは可能か。

問 85 契約は 1 年更新か。

問 86 委託研究経費限度額は、1 社当たりの金額か。複数採択された場合、委託費は分配するのか。

問 87 令和 2 年度新規課題の契約はいつごろになるのか。

問 88 令和 2 年度の契約終了日はいつか。

問 89 採択後に委託契約の手続きを行うときには、委託契約書に協力機関も明記されるのか。

問 90 令和 2 年度の契約終了日から令和 3 年度の契約日までの期間に発生する経費は、委託費の対象となるのか。

評価

問 91 毎年度及び最終年度に提出する研究実績報告書と、中間・終了時評価の関係は。

問 92 数年間の研究期間が設定されているが、研究が途中で打ち切られることはあるのか。

問 93 応募要領「Ⅶ 研究成果の取扱いと評価 1 「国民との科学・技術対話」の推進」を図るに当たって必要となった経費については、委託費に含めてよいのか。

問 94 応募要領「Ⅶ 研究成果の取扱いと評価 1 「国民との科学・技術対話」の推進」と、「Ⅳ 応募 1 応募資格等（2）普及・実用化支援組織の参画」における活動との関係は。

問 95 応募要領「Ⅶ 研究成果の取扱いと評価 3 研究課題の評価等」に記載されている「追跡調査」と、「Ⅵ 委託契約 1 委託契約の締結（2）」に記載されている「運営委員会における研究の進捗状況の点検」との関係は。

問 96 応募要領の別紙 1－1～1－8の「達成目標（最終目標）」とは、研究実施期間内の達成目標か。

研究成果・知財

問 97 研究成果報告書等の作成にあたって、分量等のイメージがつきにくい。

問 98 各研究で得られた成果は、農林水産省として普及活動を行うのか。

問 99 研究成果を公知化することが求められている場合の公表の手続はどのようにしたら良いか（公表を前提としている課題であっても農林水産省への報告が必要か。）。

問 100 研究の成果について、特許を取得しても良いか。

問 101 知的財産の取扱いに関する手続について、従前から変更された点はあるのか。

問 102 応募要領「Ⅶ 研究成果の取扱いと評価 2 研究成果の取扱い（3）研究成果に係る知的財産権の帰属等」の③に「当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。」とあるが、相当期間とはどの程度の期間を想定しているのか。

問 103 応募要領Ⅶ 2の（3）の知的財産権の帰属を行うための確認書の提出は、研究に参画する全ての機関が提出する必要があるのか。

問 104 知財合意書や権利化等方針はいつまでに提出しなければならないのか。

情報管理の適正化

【趣旨】

問 105 令和 2 年度から「情報管理の適正化」について項目が加わった趣旨は。

【体制】

問 106 情報管理統括責任者、情報管理責任者はどのような者を位置付ければ良いか。

問 107 情報管理統括責任者と情報管理責任者を兼ねることは可能か。

問 108 情報管理責任者等について、特別な資格、条件は必要か。

問 109 研究機関として整備すべきものは何か。

問 110 「手順」の確認はどのように行われるのか。

【その他】

問 111 経歴書の提出は、情報管理統括責任者と情報管理責任者のみで良いか。

問 112 情報管理統括責任者が情報管理責任者を兼ねる場合、経歴書の提出はどうすれば良いか。

問 113 情報管理の体制が審査に影響するのか。

経理・事務

【体制】

問 114 経理担当者について、特別な資格、条件は必要あるか。

問 115 経費執行状況確認のため、経理関係をすべて専門の会計事務所に外注している場合、代機関の経理統括責任者及び経理責任者の欄には外注先の会計事務所を記載してよろしいか。

【委託対象経費】

問 116 研究補助員であっても研究推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

問 117 他の研究を兼務している場合、人件費は当該委託研究に従事している時間のみ支払われるのか。

問 118 自社の施設において経費がかかる施設を利用し研究を行う場合、借料の計上は可能か。

問 119 パイロットプラントを整備する場合、どの程度のプラントまで備品費として計上可能か。

問 120 一般管理費の比率（試験研究費の15%以内）について、「研究開発責任者の申請に応じ最大30%までの加算を認める」とあるが、どのように申請すれば良いのか。

問 121 「一般管理費は、試験研究費の15%以内（認められた場合は30%以内）」とあるが、コンソーシアムに参画する研究機関ごとにこの基準に従う必要があるのか。

問 122 経費を支出できるのは、令和2年4月1日以降ということか。

問 123 経費は、四半期ごとに支払われるのか。

問 124 令和3年度以降の委託費はどのようになる見込みか。

問 125 口座は新たに開設する必要があるか。

問 126 コンソーシアム内での経費の管理は、上記と同じ口座で行う必要はあるか。

問 127 事業実施年度当初に計画していなかった物品を、年度途中に購入することは可能か。

問 128 本学において、委託事業に直接従事する学生を雇用したいが、雇用に替えて委嘱契約（謝金）とすることは可能か。

問 129 研究費総額の内訳について、人件費の上限はあるか。

問 130 コンソーシアムの構成員である民間企業等が、自身が担当する研究課題で自社製品を委託費に計上する場合の注意点は。

問 131 研究グループ内の構成員から物品を購入または研究グループ内の構成員へ請負業務を発注するなどの際に委託費に計上する際の注意点は。

問 132 応募要領で定められた研究内容以外の研究を実施した場合、委託費の対象となるか。

問 133 ソフトウェアを開発するにあたり、仕様書などは全て受託者側で決定し、最後のソフトウェア作成部分を他の会社が発注する。この場合、積算見積で機械備品費と雑役務費どちらに記載すればよいのか。

問 134 試験研究費に光熱水料を計上しても良いことになっているが、計上にあたって留意すべき点は何があるか。

問 135 備品のリースが難しい状態だが、その旨を記載する必要があるのか。また、備品の見積もりを取る必要があるのか。

その他

問 136 研究計画を立てるために、翌年の予算額を教えてください。

問 137 研究倫理教育は、研究代表機関がコンソーシアムの構成員に対して行うのか。

問 138 研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、研究倫理教育を実施することが求められているが、分析のためにパート雇用する補助員等も対象に含まれるのか。

問 139 不正防止ガイドラインに基づき、研究機関内の研究活動に携わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施することが求められているが、普及指導組織も必要か。

問 140 令和2年度新規事業だけでなく、継続事業でも「研究倫理教育の実施に関する誓

約書」を提出する必要があるのか。

総論

【趣旨】

問1 本事業の趣旨は。

答 農林水産研究推進事業は、農林水産業・食品産業の競争力強化に向け、国主導で実施すべき重要な研究分野について、戦略的な研究開発を推進するものです。

また、研究開発と研究成果の社会実装を効果的に行えるよう、知財マネジメントの強化等の環境整備を一体的に実施します。

本 Q&A で説明する内容は、農林水産省が実施者に委託して研究開発を行う、いわゆる「委託プロジェクト研究」です。

問2 事業の大まかな流れは。

答 ① 国が実施すべき重要な研究課題を決定し、実施者を募集します。

② 研究開発を実施する者は、必要に応じて研究グループ(コンソーシアム)を形成し、研究計画を策定して応募します。

③ 国は研究課題毎に審査会を開催し、委託先を採択します。

④ 委託先が研究開発を実施し、農林水産省は進行管理、研究計画案の策定等を行うため研究課題等を単位として運営委員会を設置し、運営管理を行います。

【過去の例】

問3 過去にどのような研究を実施してきたのか。

答 委託プロジェクト研究として、農林水産業の競争力強化のため、農林漁業者等が抱える現場の技術的課題の解決や、国が中長期的な視点で取り組むイノベーション創出に向けた研究開発を実施し、

① 莢がはじけにくく、コンバイン収穫時のロスが少ない大豆の多収品種(フクユタカ A 1 号)の開発や、

② 天然種苗に依存している養殖用ウナギ種苗の安定的な人工種苗生産技術の開発といった成果を上げてきました。

※ ①:「実需者等のニーズに応じた加工適性と広域適応性を持つ大豆品種等の開発」
(平成 26～30 年度)

②:「持続可能な養殖・漁業生産技術の開発」
(平成 24～28 年度)

その他の研究につきましては、以下の URL をご参照ください。

URL : <https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/seika/index.htm>

【応募課題】

問4 令和 2 年度はどのような課題を募集しているのか。

答 令和 2 年度の新規・拡充課題の一覧は以下のとおりです。詳細は応募要領を御確認ください。

ださい。

1. 現場ニーズ対応型プロジェクト

- (1) 品種多様性拡大に向けた種子生産の効率化技術の開発
- (2) センシング技術を駆使した畑作物品種の早期普及と効率的生産システムの確立
- (3) 果樹等の幼木期における安定生産技術の開発
- (4) 大規模飼料生産体系における収穫作業の人手不足に対応する技術開発
- (5) 省力的かつ経済的効果の高い野生鳥獣侵入防止技術の開発

2. 脱炭素・環境対応プロジェクト

農林水産分野における炭素吸収源対策技術の開発

- ア. 農地土壌の炭素貯留能力を向上させるバイオ炭資材等の開発
- イ. 木質リグニン由来次世代マテリアルの製造・利用技術等の開発
- ウ. ブルーカーボンの評価手法及び効率的藻場形成・拡大技術の開発

3. 次世代育種・健康増進プロジェクト

- (1) ゲノム編集技術を活用した農作物品種・育種素材の開発（国民理解促進のための科学的知見の集積）
- (2) 品種識別技術の開発

問5 研究実施期間は何年か。

答 原則 5 年以内です。

問6 研究内容によって研究実施期間を調節することは可能か。

答 5 年より短い期間の研究計画を提案いただくことは可能です。

なお、研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が困難である等の判断がなされた際は、研究計画を中止する場合があるので御留意ください。

体制

【実施者】

問7 どのような者が事業の実施者となるのか。

答 農林漁業者、民間企業、研究機関、地方公共団体、普及組織等で構成する研究グループ（以下、「コンソーシアム」という。）を想定しています。

なお、「脱炭素・環境対応プロジェクト」、「次世代育種・健康増進プロジェクト」については、コンソーシアムに加えて、単独の研究機関でも応募可能です。

研究課題によっては要件が異なりますので、応募要領をよく御確認ください。

問8 研究機関には、農業系以外の大学などを含めても良いか。

答 研究する意欲があればどこの研究機関でも参画いただけます。

問9 何をもって研究機関と判断するのか。

答 研究開発能力があれば研究機関と考えますが、応募要領で定める要件を満たしていることや、注意事項を遵守する能力なども必要となります。

問10 協力機関とは何か。

答 コンソーシアムに参画せず、研究そのものを担わないものの、研究の遂行に協力する組織です。

問11 協力機関は提案書様式「1-7 研究実施体制図」(p.7)に記載するだけでよいか。

答 提案書様式p.5「研究実施体制図」及びp.12「研究概要図」に記載いただくだけで構いません。

【申請者の要件、資格】

問12 応募の要件は。

答 申請者は、民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等であることが必要です。

その他、農林水産省競争参加資格の有資格者であることや、原則として日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること等の要件があります。

また、現場ニーズ対応型プロジェクトはコンソーシアムに農林漁業者等が必ず参画することを要件とするなど、研究課題毎に要件がありますので、応募要領を御確認ください。

問13 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全庁統一資格）は、どうやって取得すれば良いか。

答 統一資格審査申請調達情報検索サイト

(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>) から申請書を取得で

きます。なお、当該サイトから申請も可能です。

問14 全省庁統一規格について、書類の提出は代表機関だけであって、共同研究機関等については資格を取得しているかを確認するだけで良いか。

答 全省庁統一規格については、代表機関からの提出だけで構いません。参画機関に対し、全省統一規格を取得しているかどうか確認する必要はありません。

問15 競争参加資格を取得しようと考えているが、取得にどのくらいの期間がかかるのか。

答 インターネット申請していただいた場合、農林水産省へ届いた時点から、おおよそ1週間で資格取得となります。なお、紙面での申請は、インターネットより時間がかかります。

問16 複数の者で応募は可能か。

答 コンソーシアムを組んで応募することは可能ですが、申請に当たっては代表機関を選定し、代表機関の研究代表者が応募手続きをすることが必要です。

問17 連名での申請は可能か。

答 不可です。申請は代表機関の研究代表者一者で行うことが必要です。

問18 応募要領に、研究開発責任者の要件として「人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究責任者になることを避けてください。」とあるが、これは必ず遵守する必要があるか。

答 研究期間中に人事異動や退職が予め見込まれる場合は、可能な限り研究開発責任者となることは避けてください。

問19 他省庁の事業に応募中であるが、同一の提案をもって本事業に応募して良いか。

答 農林水産省が募集する研究課題の研究開発内容及び目標に合致していれば、応募は可能です。他省庁へ応募中であることを提案書様式4-1「現に実施又は応募している公的資金による研究開発」に記入してください。

ただし、同一の研究課題で、複数の事業から支援を受けることはできません。

問20 農林水産研究推進事業のうち複数の課題に応募して問題ないか。

答 問題ありません。

問21 ほかのプロジェクトにおいて研究代表者として参画している研究者が、今回募集の研究課題に、研究開発責任者として参画することは可能か。

答 可能です。ただし、応募要領Ⅷ1「不合理な重複及び過度の集中の排除」で示した「過度の集中」に、当該研究者がならないよう、ご注意ください。

問22 研究開発責任者が研究課題を持たないこともあるか。

答 然り。研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する場合を想定しています。

問23 担当課題を持たない研究者が研究開発責任者になる場合、その者に予算を配分することは可能か。

答 担当課題を持たない研究開発責任者でも、当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括するために必要な経費については計上することが可能です（想定される経費：研究遂行に必要な諸会議の開催経費（外部有識者への謝金及び旅費）、各構成員との連絡調整に必要な旅費。）。

【研究グループ（コンソーシアム）】

問24 研究代表機関の役割は。

答 複数の研究機関からなるコンソーシアムで応募する場合、構成員の中から「研究代表機関」を選定していただきます。

研究代表機関は、研究の企画・立案に加え、国との委託契約やコンソーシアム内の調整やコーディネート、知財に係る事務管理など、事務処理能力が求められます。

問25 共同研究機関の役割は。

答 共同研究機関は、代表機関とともに研究グループに参画し、研究目標の達成に向けて役割分担をして研究課題の一部の研究を担う組織です。

コンソーシアムに参画する全ての共同研究機関が、コンソーシアムを組織して共同研究を行うことについて合意して研究を進める必要があります。

問26 研究グループを構成して研究を行う場合、応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。

答 応募時に設立している必要はありませんが、契約時までには設立していただく必要がありますので、応募時に全ての共同研究機関からその旨了解を得ておいてください。

問27 委託費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行うことは可能か。

答 委託費を受けず経費を全て自己負担して参加することは可能です。

問28 委託費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行う場合、提案書に記載する必要があるか。

答 委託費を受けていない場合でも、コンソーシアム内での役割等を把握する必要があるため記載してください。

問29 委託費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行う場合であっても、「研究倫理

教育の実施に関する誓約書」を提出する必要があるか。

答 委託費を受けているかどうかに関わらず、「研究機関」としてコンソーシアムに参画する全ての機関において研究倫理教育を実施していただき、「研究倫理教育の実施に関する誓約書」（契約書別紙様式第7号）を提出していただく必要があります。

問30 農林漁業者等にコンソーシアムに入ってもらうが、農林漁業者等の事情により予算を配分しないまま参画していただいても良いか。このような場合も農林漁業者等がコンソーシアムに参画していると考えて良いか。

答 農林漁業者等の事情により予算を配分しない場合でも、当該者を e-Rad に登録していただいた上で、研究計画における当該者の分担を明確にいただければ、コンソーシアムに参画しているものとして考えます。

問31 海外の研究機関と共同研究したいと考えているが、海外の共同研究機関もコンソーシアムのメンバーとして位置付ける必要があるか。

答 海外の共同研究機関であっても、コンソーシアムに参画して頂きたいと考えています。どうしても同意を得られない場合は、個別に別途ご相談願います。

問32 海外法人とのコンソーシアムを考えている。研究所は海外に数か所あり、日本には研究所を置かない予定。研究所が国内になれば応募権利はないか。

答 前述の通り原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施していただく考えです。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

国外の拠点で実施する提案を行う場合は、審査の際に説明できるよう、国外の拠点で実施する必要性等について、整理してください。

問33 応募に当たり、コンソーシアムに参画を予定する機関が応募者の資格要件に合致するかなど、事前に確認することは可能か。

答 可能です。

問34 コンソーシアムの構成等を契約後に変更することは可能か。

答 契約後、研究の進捗により構成員の追加等が必要となった場合にのみ、計画変更承認申請書を提出いただき、農林水産省と協議のうえ契約変更が必要となります。

問35 研究実施期間中にコンソーシアム内の研究者が異動した場合、契約を変更する必要があるのか。

答 契約は研究機関単位で行うので、他の研究者が引き継ぐ等により、それまで研究を実施していた研究機関において引き続き研究の継続が可能な場合、契約を変更する必要はありません。

ただし、他の機関に異動した当該研究者でなければ研究の継続が困難な場合には、契約書上異動先の研究機関をコンソーシアムの構成員として追加する必要があることから、計画変更承認申請書を提出していただき、農林水産省と協議のうえ契約変更が必要となります。

問36 研究実施期間の途中（例えば3年目）から開始する研究課題を想定しているが、当該課題を担当する研究機関は、途中からコンソーシアムに参画すれば良いのか。

答 当該研究機関のコンソーシアムへの参画が当初から予定されているのであれば、研究を効率的に推進する観点から、初年度からコンソーシアムに参画することが望ましいと考えます。

問37 サンプル分析や測定等の作業をコンソーシアム外の機関に外注することは可能か。

答 単純な測定等については再委託に該当しないため、コンソーシアム外の機関に外注することは問題ありません。

問38 コンソーシアム内での共通経費についても、研究者ごとに予定額を配分して計上する必要があるか。研究開発責任者に一括計上してもよいのか。

答 研究者毎の研究費を把握する必要があるので、研究者毎に入力してください。

【普及・実用化支援組織】

問39 「普及・実用化支援組織」の参画は必須なのか。

答 全課題共通の要件としては必須としていません。ただし、一部の研究課題については、普及・実用化支援組織の参画を必須としている場合もありますので、個別課題の留意事項をご確認ください。

なお、参画を必須としていない研究課題についても、研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させるため、できる限り普及・実用化支援組織に参画していただきたいと考えており、審査には「技術の普及可能性」の項目を設けています。

問40 「普及・実用化支援組織」は研究活動を受け持つ必要があるのか。

答 普及・実用化支援組織には、研究又は関係機関と生産現場等との円滑な相互調整や普及に向けた課題解決に必要な助言・指導など、研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化するための活動をしていただきたいと考えており、研究活動を受け持つ必要はありません。

問41 「普及・実用化支援組織」の位置付けは、共同研究機関となるのか。

答 普及・実用化支援組織は前述のとおり、普及・実用化するための活動を行う組織であり、必ずしも共同研究機関とする必要はありません。協力機関としての位置付けも可能で

す。

なお、研究機関等に普及・実用化の活動を行う組織・部署を有している場合は、それを「普及・実用化支援組織」として位置付けて問題ありません。

問42 「普及・実用化支援組織」はコンソーシアムに参画する必要があるか。

答 研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、できる限りコンソーシアムに参画させてください。

問43 「普及・実用化支援組織」は応募要領に記載している農協や都道府県等、全てを含める必要があるか。

答 公募要領の記載は例示であり、必ずしも複数参加する必要はありません。

問44 「普及・実用化支援組織」としての民間企業等の参画は、事業終了後に民間企業等が事業化したのかなど、研究成果の普及状況を確認するためか。

答 単に事業終了後に普及状況を確認するためだけではなく、研究期間中も得られた成果を迅速かつ確実に普及・実用化させる観点からの参画です。

問45 TLO（技術移転機関）は「普及・実用化支援組織」として妥当か。

答 戦略的プロジェクト研究推進事業の成果として普及・実用化する成果は、知的財産権のみに限られません。

TLOは研究成果を知的財産化し、それを企業等へ技術移転することを目的とする法人であり、TLOのこうした活動のみで意図している普及・実用化支援活動の内容を十分に満たしているとは言えません。

問46 募集研究課題の要件で特に指定されていない場合、「普及・実用化支援組織」は、研究実施期間途中からの参画は可能か。

答 計画変更が承認されれば、研究実施期間途中からの普及・実用化支援組織の参画は可能です。ただし、研究の進捗状況を把握していただくことが効果的な普及支援活動につながると考えています。そのため、当初からの参画が望ましいと考えます。

また、研究開始時点で普及・実用化支援組織が含まれない場合でも、提案書類において、提案に参画している研究機関のうちどの機関がどのような普及・実用化支援活動を行うか明らかにしていただく必要があります。

問47 将来、協力機関から研究機関あるいは普及・実用化支援組織への変更が可能なのか。

答 課題の進捗管理を行う運営委員会で承認されれば可能です。年度途中の変更であれば、事業計画の変更申請も必要となります。

応募

【応募方法】

問48 e-Rad はコンソーシアム全研究機関を登録する必要があるのか。

答 原則として全ての機関を登録する必要があります。資金配分を受けずに自己資金で研究を行う場合であっても、コンソーシアムに参画する研究機関等は登録してください。

問49 コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。

答 コンソーシアムを登録する必要はありません。コンソーシアムを構成する各機関を e-Rad に研究機関として登録します。

問50 参画するすべての研究者を e-Rad に登録する必要があるのか。

答 研究者のエフォート管理や配分された予算を管理する必要があることから、研究課題に参画されエフォートや予算の配分を受ける方は全て登録する必要があります。

なお、原則として、応募までにすべての研究者の登録が必要となります。応募締切に間に合わない場合は、少なくとも研究開発責任者の登録は必須ですが、その他の研究者については契約締結時までに登録いただくことで対応可能なので、事前に御相談ください。

問51 協力機関は e-Rad 登録をしなくても良いのか。

答 協力機関はコンソーシアムに参画していないので、e-Rad に登録する必要はありません。また、協力機関の研究者についても、同様に e-Rad への登録は必要ありません。

問52 「研究機関」として応募はできないのか。

答 本事業の応募資格は、「研究機関」であることとしていますが、e-Rad での応募は、研究機関（複数の研究機関等がコンソーシアムを構成して研究を行う場合には、代表機関）の研究開発責任者が研究代表者として行います。

問53 技術研究組合が参画する場合、構成する企業等が e-Rad に登録している場合であっても、技術研究組合として登録する必要があるのか。

答 必要です。

問54 e-Rad の登録は募集する研究課題ごととなっているが、個別課題で応募（個別提案）する場合の e-Rad への登録方法はどのようにしたら良いか。

答 研究課題名で登録してください。

なお、提案書には研究課題名とともに個別課題名を記載してください。

問55 海外の研究機関がコンソーシアムに参画した場合、海外の研究機関に所属する研究者にかかる情報は、e-Rad にどのように登録すればよいのか。

答 海外の研究機関の研究者は、研究代表機関の研究者とみなして登録してください。

問56 e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。

答 すでに登録済みの場合には、新たに登録する必要はありません。

問57 e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は何MBか。

答 e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は 10MB です。

問58 e-Rad の ID 及びパスワードを失念した場合、どこに問い合わせするのか。

答 e-Rad ヘルプデスク（TEL：0570-066-877(ナビダイヤル)または 03-6631-0622 (直通)、受付時間：9:00～18:00（平日））までお問い合わせください。

なお、e-Rad ヘルプデスクの受付時間、直通番号は、今後、変更する可能性がありますので、e-Rad ポータルサイト「お問い合わせ方法」
(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>) もご確認ください。

問59 配分機関に提出した応募情報を引戻すには、どうすればよいのか。

答 所属研究機関の事務代表者が e-Rad にログインし、処理済一覧画面から「引戻し」の処理をしてください。

【提案書】

問60 提案書の〔表紙〕や<研究概要様式>等における「プロジェクト名」、募集研究課題名、個別課題名等と、応募要領別紙 1-1～1-8 における課題名等との対応関係は。

答 課題名の対応関係は以下の通りです。

①プロジェクト名（表紙・研究概要様式）

＝ 別紙 1 におけるプロジェクト名

別紙 1 の表題部分左上に記載されている、プロジェクト名を記載してください。

②募集研究課題名（表紙・研究概要様式・研究概要図・研究実施計画書等）

＝ 別紙 1 における募集研究課題名

別紙 1 の表題部分に記載されている大文字の課題名を記載してください。

③小課題名（研究実施計画書の 1-1 や 1-3、2-1 等に記載のもの）

＝ 提案する研究内容のうちの項目名（個別提案課題とは異なる）

提案書によって提案される研究内容における項目名を記載してください。小課題より細かく詳細な項目を立てる場合には、「実行課題名」欄に詳細項目を記載してください。

問61 大学の場合、提案書〔表紙〕の「代表者氏名」は学長名でよいのか。

答 応募者が所属する機関の長となりますので、学長名で問題ありません。

なお、ここでの「代表者」は、委託契約締結時の契約相手方（即ち、契約の権限等を有する者）と同じ者である必要があります。

問62 提案書〔表紙〕の「代表者氏名」について、部門長（学部長・学科長当）として提案することは可能か。

答 原則として応募者が所属する機関長名で提案いただきたいと思います。組織内の規程等により機関長から部門長に契約の権限等が委任されている場合は、部門長名で提案いただくことも可能です。

機関長名以外で提案を検討される場合は、事前に御相談ください。

問63 公設試験研究機関は、研究機関であり普及・実用化支援組織であるため、提案書＜研究概要図＞に記載する場合は両者を併記してもよいか。

答 「研究概要図」で併記していただいても構いませんが、コンソーシアムの中で、研究機関あるいは普及・実用化支援組織としてどのような位置付けでどのような業務を担うのかが分かるように記載願います。

問64 提案書「1－4 研究開発された成果の実用化・事業化、普及に向けた出口戦略」について、「具体的に記載してください」とあるが、どのようなことを書けば良いのか。

答 下記の例を参考に、実用化・事業化、普及の目標時期や道筋を段階的に明らかにするとともに、各機関がどのような役割を担うのか、具体的にどのような取組をいつ行うのかについて記入してください。

<記載例>

1. 実用化・事業化の目標時期及び道筋

- （1）研究開発期間終了後、速やかに実用化し販売を開始するため、〇年度には、それまでに得られた知見を基にA研究所が試作品を作成し、B株式会社と共同で実証試験研究を開始する。実証試験研究では、実用化に向けた問題点の把握と問題点の改善に取り組む。
- （2）実証試験研究で得られた知見を基に、B株式会社が〇〇〇として製品化し、導入マニュアルを作成する。
- （3）試作品を用いた実証試験研究を行う前に、模倣品の市場流通を防止するため、A研究所及びB株式会社が共同で特許出願を行う。

2. 普及の目標時期及び道筋

- （1）研究期間終了後〇年以内にB株式会社及び特許を許諾した企業から〇〇の販売を開始。
- （2）C県普及指導センターでは、〇〇を品目△△の技術指針にモデル技術として位置づけ、販売開始後3年目に県内の△△農家における利用率を□□%以上とする。

(3) C県以外の地域では、B株式会社から導入マニュアルを活用して普及促進を図る。その際、都道府県普及組織や導入農家からの技術的問い合わせへの対応については、A研究所も協力して対応する。

3. 各機関の役割

(1) A研究所は、試作品の開発に必要なデータ収集及び実証試験研究を実施。実用化後の技術的相談について協力。

(2) B株式会社は、試作品、製品及び導入マニュアルの作成。

(3) C県普及指導センターは、実証試験研究に協力してくれる農家との橋渡しや、試作品及び製品開発に参加し、現場での利用を想定した製品開発に協力。製品化後は、C県内での普及を推進。

問65 委託を受ける研究機関が多岐に渡る場合であっても、提案書「1-7 研究実施体制図」に全ての機関を記載する必要があるのか。また、複数の場所で研究を行う場合、研究実施場所はどのように記載すればよいのか。

答 共同研究機関については、研究の母体となる機関単位で全機関を記載してください。研究実施場所については、研究の母体となる機関ごとに列記してください。

問66 提案書「1-7 研究実施体制図」(例示)の「研究グループ」枠内はコンソーシアムのことを示しているのか。

答 貴見のとおりです。

なお、協力機関を記載する場合は、当該枠外に記載してください。

問67 提案書「2 令和〇〇年度細部研究計画」については何年度分の記載が必要か。5年分記載するのか。初年度分を記載すればよいのか。

答 提案書「2 令和〇〇年度細部研究計画」については、初年度のみを記載してください。

なお、当該項目2以外の項目については、研究実施期間(5年を予定していれば5年間)の研究全体について記載してください。

問68 「2-1 研究計画」において、小課題名(項目)が3つ以上になる場合は、「2 小課題名を記載(以下同じ)」以降を追加すればよいのか。

答 貴見のとおりです。

3以降として項目を追加し、それぞれ項目ごとに(1)～(5)の必要事項を記載してください。

問69 「2-3 令和〇〇年度実施体制」と「4-2 研究開発責任者・研究担当者」は同様の様式だが、両者の違いは何か。

答 「2-3 令和〇〇年度実施体制」については、初年度についての実施体制を記載して

ください。「4-2 研究開発責任者・研究担当者」については、研究実施期間の研究全体についての実施体制を記載してください。

なお、2-3、4-2ともに、研究開発責任者や小課題責任者だけでなく、研究内容を担当される研究者については全て記載してください。記載にあたっては、担当される研究内容ごとに、小課題責任者や実行課題責任者の下に列記してください。

また、4-2においては研究を担当される全ての研究者について記載し、「様式2 研究者一覧」にも全ての研究者を記載してください。

問70 提案書「4-3 事業実施責任者」はどういう位置づけの者を記載するのか。

答 以下に該当するものについて記載してください。

＜代表機関＞

研究開発責任者：代表機関の研究者で当該プロジェクトの全体を統括・管理する総責任者。

経理統括責任者：代表機関の職員で経理全般の責任者。当該プロジェクト全体の経理の総責任者。

情報管理統括責任者：代表機関の職員で情報管理の責任者。当該プロジェクト全体の情報管理の総責任者（研究開発責任者、経理統括責任者との重複可。）。

研究実施責任者：代表機関が担当する研究課題の実施責任者【複数名の併用可（その場合は併記して下さい。）。研究開発責任者との重複可。】

経理責任者：代表機関が担当する研究課題の経理全般の責任者（経理統括責任者との重複可。）。

情報管理責任者：代表機関が担当する研究課題の情報管理全般の責任者（情報管理統括責任者との重複可。）。

＜共同研究機関＞

研究実施責任者：共同研究機関が担当する研究課題の実施責任者【複数名の併用可（その場合は併記して下さい。）。】

経理責任者：共同研究機関が担当する研究課題の経理全般の責任者。

情報管理責任者：共同研究機関が担当する研究課題の情報管理全般の責任者。

問71 提案書「5-1 研究開発予算と研究員の年度展開」における予算の立て方について、年度ごとに額が変わってもよいのか。

答 初年度額×研究実施期間を目安に計画してください。

問72 提案書「5-1 研究開発予算と研究員の年度展開」における研究員の予定人数について、同じ研究者が複数の異なる研究内容に関与する可能性があるが、ここでの予定人数の計・合計には延べ数を記載すればよいのか。

答 貴見のとおりです。5-1表の右側の計及び下側の合計欄には、研究者の延べ数を記載してください。

問73 提案書「5-2 令和2年度経費積算見積書」について、使用する単価に決まりはあるのか。

答 提案に使用する一律の単価は定めていません。

問74 提案書「7 加算点に係る項目（1）中山間地域における取組」について、加点の対象となる中山間地域の定義を教えてください。

答 中山間地域は、農林統計に用いる地域区分において中間農業地域または山間農業地域に分類されている地域としています。

具体的な対象地域は、以下 URL の「旧市区町村別農業地域類型一覧表」を御参照ください。（http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html）

問75 提案書「7 加算点に係る項目（2）ワークライフバランス等の推進」について、基準適合認定通知書等の写しは全ての機関から提出する必要があるのか。

答 最も評価の高い認定を取得している機関から写し等を取得し、提案書に添付するだけで構いません。

問76 提案書「様式1 研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）」の財務状況（当期純利益及び資本金）の記入は、国立研究開発法人の場合も必要か。

答 必要です。地方独立行政法人も必要となります。

なお、学校法人の場合は、当期純利益及び資本金に準じるもの（収支の差し引き額及び基本金等）をご記入ください。

問77 提案書「様式2 研究者一覧」におけるエフォートの記入は、記載する研究者全員が対象か。

答 原則、研究員全員のエフォートを記入してください。

なお、様式2「研究者一覧」の注意書きは、人件費、試験研究費の賃金を算出するため、「人件費を計上する場合」のエフォートの記載をお願いしておりますが、研究の重複情報を把握するため、「人件費を計上しない場合」についても、原則、研究員全員のエフォートを記入してください。

問78 提案書「様式4 研究員 研究経歴書」はポスドクも提出する必要があるか。

答 必要ありません。代表機関、共同研究機関における正規の研究員（正社員）のみ必要となります。

問79 提案書「様式4 研究員 研究経歴書」は、「普及・実用化支援組織」の研究者も提出する必要があるか。

答 普及支援のみを行う場合は必要ありません。普及・実用化支援組織において研究を行う

研究者については提出する必要があります。

問80 提案内容に企業秘密が含まれる場合、提案書の審査を行う審査委員に守秘義務は課せられるのか。

答 審査委員には守秘義務が課せられます。また、研究の進行管理を行う運営委員会の委員にも、守秘義務が課せられます。

問81 委託研究費限度額は最大限計上可能なのか(農林水産省で一部天引きされるのか。)

答 農林水産省で一部天引きは行いません。委託研究費限度額まで最大限計上可能です。

審査・契約

【委託予定先の選定】

問82 審査委員会は、提案書に基づく書面審査か。応募者が提案内容を発表する機会はあるのか。

答 原則、審査委員会において提案内容を発表していただきます。
ただし、プロジェクトによっては書面審査となる場合もあります。

問83 委託予定先の選定後に、コンソーシアムによる応募の場合はコンソーシアムを構成する全機関名を公表することとされているが、コンソーシアムに参画しない協力機関についても公表されるのか。

答 原則として、コンソーシアムに参画する全機関が公表されます。協力機関については公表されません。

【契約】

問84 委託契約書(案)の項目内容を変更することは可能か。

答 当方で契約に当たり必要な事項を規定しており、変更することは想定していません。

問85 契約は1年更新か。

答 1年更新となります。ただし、研究費の繰り越しは出来ません。

問86 委託研究経費限度額は、1社当たりの金額か。複数採択された場合、委託費は分配するのか。

答 限度額は、1課題あたりの金額です。複数採択の場合の詳細につきましては各応募要領別紙の留意事項をご確認ください。

問87 令和2年度新規課題の契約はいつごろになるのか。

答 予算成立後、速やかに契約を行いたいと考えています。

問88 令和2年度の契約終了日はいつか。

答 令和3年3月31日までの予定です。

問89 採択後に委託契約の手続きを行うときには、委託契約書に協力機関も明記されるのか。

答 協力機関は明記されません。

委託契約書にはコンソーシアム構成員を記載いただくことになりますので、協力機関については委託契約書に記載いただく必要はありません。

なお、コンソーシアム構成員のうち、普及・実用化支援のみを行う等の理由から、研究費の配分がない機関も存在するかと思われませんが、当該機関については委託契約書に記載いただく必要があります。

問90 令和2年度の契約終了日から令和3年度の契約日までの期間に発生する経費は、委託費の対象となるのか。

答 令和2年度の契約終了日から令和3年度の契約日までの期間に生じる経費については、当該委託費でお支払いすることはできません。

評価

問91 毎年度及び最終年度に提出する研究実績報告書と、中間・終了時評価の関係は。

答 毎年度、研究実績を提出してもらい、うち公表前提部分についてはHPに掲載し公表します。

評価については、実績報告とは別に、2年・4年目に実施するものです。

問92 数年間の研究期間が設定されているが、研究が途中で打ち切られることはあるのか。

答 研究の進行管理を行う運営委員会において、研究の中止が適当と判断された場合等には、研究を中止することがあります。

問93 応募要領「Ⅶ 研究成果の取扱いと評価 1 「国民との科学・技術対話」の推進」を図るに当たって必要となった経費については、委託費に含めてよいのか。

答 当事業において、「国民との科学・技術対話」として想定している活動は、一般市民を対象としたシンポジウムや研究成果発表会等です。当該活動で生じる経費については、委託費に含めて問題ありません。

問94 応募要領「Ⅶ 研究成果の取扱いと評価 1 「国民との科学・技術対話」の推進」と、「Ⅳ 応募 1 応募資格等（2）普及・実用化支援組織の参画」における活動との関係は。

答 「国民との科学・技術対話」は、シンポジウムや研究成果発表会等を通じて、当該事業の内容や成果等について、広く国民の理解を深めることを目的とした取組です。

他方、普及・実用化支援組織が行う取組は、当該事業で開発された技術を生産・加工等の現場へ迅速に普及させることを目的とした研究（生産現場での実証等）や活動を想定しています。

問95 応募要領「Ⅶ 研究成果の取扱いと評価 3 研究課題の評価等」に記載されている「追跡調査」と、「Ⅵ 委託契約 1 委託契約の締結（2）」に記載されている「運営委員会における研究の進捗状況の点検」との関係は。

答 「追跡調査」は、プロジェクトで得られた成果の普及・活用状況を把握するため、成果の公表から2年、5年、さらに必要に応じて10年経過後に実施することとしています。

他方、「プロジェクト研究運営委員会による研究の進捗状況の点検」は、プロジェクトの実施期間中に、プロジェクト研究課題の適切な進行管理のため、研究の進捗状況を把握するものです。

問96 応募要領の別紙1-1～1-8の「達成目標（最終目標）」とは、研究実施期間内の達成目標か。

答 「達成目標（最終目標）」は、別紙1-1～1-8に記載した研究実施期間内に達成していただきたい目標を記載しています。

研究成果・知財

問97 研究成果報告書等の作成にあたって、分量等のイメージがつきにくい。

答 研究成果報告書等の様式につきましては、契約書の別紙様式をご参照下さい。事業の成果につきましては、課題ごとにその概要を1000字程度で記載してください。なお、過去の報告書等の資料につきましては、可能な範囲で情報提供が可能です。

問98 各研究で得られた成果は、農林水産省として普及活動を行うのか。

答 研究で得られた成果については、農林水産省のホームページへの掲載、プレスリリース、研究成果報告会及び刊行物等において、公表しています。

なお、受託者が個別に広報・普及活動を行っていただくことは、問題ありません。

問99 研究成果を公知化することが求められている場合の公表の手続はどのようにしたら良いか（公表を前提としている課題であっても農林水産省への報告が必要か。）。

答 研究成果の公表を前提としている課題かどうかに関わらず、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本研究課題に係る活動又は成果を公表する場合は、事前にその概要を農林水産省に報告していただきます。

問100 研究の成果について、特許を取得しても良いか。

答 本事業は国の委託事業であり、事業に伴う成果は原則として国に帰属します。

一方、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農林水産省は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととしています。

- a. 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること。
- b. 農林水産省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省に対して無償で実施許諾すること。
- c. 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- d. 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農林水産省の承諾を受けること。
- e. 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農林水産省の承諾を得ること。

また、受託者は、研究成果に係る知的財産権について、特許権の取得等を行っていただくことは可能ですが、出願、登録、実施、放棄等を行った場合には、契約期間中か否かに関わらず定められた期間内に農林水産省に報告してください。

問101 知的財産の取扱いに関する手続について、従前から変更された点はあるのか。

答 知的財産権の帰属や実施許諾等に関する報告及び事前申請等については、従前の手続から変更しておりません。

それに加え、平成28年度からは、コンソーシアムにおいて、以下の知的財産マネジメントに取り組んでいただいているところです。

- ① 研究1年目に、研究開発における知的財産に関する基本的な合意事項を、コンソーシアムの構成員間で検討した上で、合意文書（知財合意書）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。
- ② 研究開発によって得られる研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針（権利化等方針）を作成し、毎年度、農林水産省へ提出していただきます。
- ③ 本委託事業の進行管理を行うためにコンソーシアムが行う会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

問102 応募要領「Ⅶ 研究成果の取扱いと評価 2 研究成果の取扱い（3）研究成果に係る知的財産権の帰属等」の③に「当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、

農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。」とあるが、相当期間とはどの程度の期間を想定しているのか。

答 対象となる技術領域や技術ステージ（基礎、応用、実証等）等により知的財産権を活用していないと認められる期間は異なりますので、統一的な期間は定めておりません。

なお、平成27年5月に経済産業省が策定した「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」においては、10年を相当期間の目安とすることが示されています。

問103 応募要領Ⅶ 2の(3)の知的財産権の帰属を行うための確認書の提出は、研究に参画する全ての機関が提出する必要があるのか。

答 参画機関のうち、研究成果に係る知的財産権の帰属を求める全ての参画機関において、毎年度、契約締結時に確認書を提出する必要があります。

知的財産権の帰属を求めない参画機関や、研究によって知的財産権につながる研究成果を得る可能性がない参画機関は、確認書を提出する必要はありません。

問104 知財合意書や権利化等方針はいつまでに提出しなければならないのか。

答 知財合意書については、研究1年目の契約期間内に提出いただきます。権利化等方針については、毎年度、契約期間内に提出していただきます。

情報管理の適正化

【趣旨】

問105 令和2年度から「情報管理の適正化」について項目が加わった趣旨は。

答 「農林水産省が行う調達における情報管理の適正化について」（令和元年9月11日付元予第842号、元検監第487号）により、農林水産省が行う調達は、受注者の選定から契約履行後まで一貫した情報管理の徹底を図ることが求められています。

本事業においては、事業の実施に必要な体制を確保及び契約の履行に際し知り得た保護すべき情報の取扱いに関する履行体制を確保するため、応募要領等に

- ① 業務従事者リストの提出（提案書における「情報管理統括責任者」「情報管理責任者」の記載）
- ② 業務従事者に係る履歴資料の提出（「情報管理統括責任者」「情報管理責任者」の経歴書の提出）
- ③ 保護すべき情報の取扱いに関する資料の提出（提案書における「情報管理実施体制図」の記載、コンソーシアム規約等における情報管理に係る体制整備の記載）を追加しました。

【体制】

問106 情報管理統括責任者、情報管理責任者はどのような者を位置付ければ良いか。

答 情報管理統括責任者は代表機関の職員で当該プロジェクト全体の情報管理の総責任者であり、情報管理責任者はコンソーシアムの各研究機関が担当する研究課題の情報管理全般の責任者です。いずれも日頃情報管理を担当している者を想定しています。

問107 情報管理統括責任者と情報管理責任者を兼ねることは可能か。

答 可能です。

問108 情報管理責任者等について、特別な資格、条件は必要か。

答 研究機関における組織上の然るべき者であれば特別な資格、条件は必要ありません。
他方、審査等の際に適切な者が位置付けられていることを参照するため、情報管理に関する資格や経歴等を有している場合は、提案書に添付する経歴書に積極的に記載してください。

問109 研究機関として整備すべきものは何か。

答 応募の際には提案書にある「1-6 情報管理実施体制」、「4-3 事業実施責任者」、「様式5 情報管理経歴書」を記入してください。
また、応募要領 別添1「調達における情報セキュリティ基準」の項目5から12の内容を含む「情報セキュリティ実施手順」（以下、「手順」という）を作成してください。作成した「手順」は契約後に確認します。

問110 「手順」の確認はどのように行われるのか。

答 契約後にPOから情報管理統括責任者へのヒアリング等により確認します。

【その他】

問111 経歴書の提出は、情報管理統括責任者と情報管理責任者のみで良いか。

答 代表機関については情報管理統括責任者及び情報管理責任者、共同機関については情報管理責任者の経歴書を提出してください。

問112 情報管理統括責任者が情報管理責任者を兼ねる場合、経歴書の提出はどうすれば良いか。

答 情報管理統括責任者としての経歴書を提出していただき、その経歴書に「〇〇（研究機関）の情報管理責任者を兼ねる」旨を明記してください。

問113 情報管理の体制が審査に影響するのか。

答 「情報管理実施体制」は審査項目の一つであり、課題毎に外部の専門家等を交えた審査委員会にて審査されます。

経理・事務

【体制】

問114 経理担当者について、特別な資格、条件は必要あるか。

答 研究機関における組織上の然るべき者であれば特別な資格、条件は必要ありません。

問115 経費執行状況確認のため、経理関係をすべて専門の会計事務所に外注している場合、代表機関の経理統括責任者及び経理責任者の欄には外注先の会計事務所を記載してよろしいか。

答 執行状況確認を目的に会計事務所へ外注している場合でも、経理責任者は代表機関において物品等の発注、納品確認及び支払業務等を担当している組織上のしかるべき者で記載をお願いします。

【委託対象経費】

問116 研究補助員であっても研究推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

答 当該委託研究に従事していることが明らかであり、研究推進のために必要なものであれば支出は可能です。

問117 他の研究を兼務している場合、人件費は当該委託研究に従事している時間のみ支払われるのか。

答 貴見のとおりです。

なお、人件費を計上する場合、当該委託研究に従事した時間を記した勤務管理表を精算時に提出していただく必要があります。また、当該委託研究に関するデスクワークや会議も計上可能です。

問118 自社の施設において経費がかかる施設を利用し研究を行う場合、借料の計上は可能か。

答 計上可能です。

問119 パイロットプラントを整備する場合、どの程度のプラントまで備品費として計上可能か。

答 施設整備の目的では認められませんが、研究の実証データを出すために必要な最低限の試作品は計上可能です。

問120 一般管理費の比率（試験研究費の15%以内）について、「研究開発責任者の申請に応じ最大30%までの加算を認める」とあるが、どのように申請すれば良いのか。

答 一般管理費の比率の加算を希望する場合は、提案書様式「5-2 令和2年度経費積算見積書」を希望する比率で作成するとともに、比率を15%以上とする理由を添えて提出してください。

問121 「一般管理費は、試験研究費の15%以内（認められた場合は30%以内）」とあるが、コンソーシアムに参画する研究機関ごとにこの基準に従う必要があるのか。

答 コンソーシアム全体で試験研究費の15%以内（認められた場合は30%以内）であれば問題ありません。

問122 経費を支出できるのは、令和2年4月1日以降ということか。

答 令和2年度の事業であっても、委託費から経費を支出できるのは令和2年4月1日以降ではなく、あくまで委託契約締結日以降の取引に基づく経費です。

このため、委託契約締結日以降に納品がされた場合でも、委託契約日以前の取引（購入契約）であれば委託費から支出することはできませんので、ご注意願います。

問123 経費は、四半期ごとに支払われるのか。

答 通常、経費は精算払いです。

ただし、財務省と協議し認められれば、概算払いも可能です。概算払いの場合は四半期ごとに請求が可能です。

問124 令和3年度以降の委託費はどのような見込みか。

答 令和3年度予算が決定した時点で示すことになります。

問125 口座は新たに開設する必要があるか。

答 当省から経費を振り込むための口座が必要になります。既存の口座でも問題ありません。

問126 コンソーシアム内での経費の管理は、上記と同じ口座で行う必要はあるか。

答 同じ口座である必要はありません。コンソーシアム内で経費を管理するため、別の口座を開設して問題ありません。

問127 事業実施年度当初に計画していなかった物品を、年度途中で購入することは可能か。

答 国が行う委託事業にあっては、国費の有効活用の観点から、受託機関で現有している物品を使用いただくことを基本としていますが、事業遂行上購入せざるを得ない物品は、必ず当初の購入計画に記載下さい。

ただし、研究の進捗状況に応じ、当初計画していなかった物品を年度途中で購入する必要がある場合は、購入前に課題担当へ御相談ください。

問128 大学において、委託事業に直接従事する学生を雇用したいが、雇用に替えて委嘱契約（謝金）とすることは可能か。

答 大学において、雇用契約と委嘱契約（謝金）の制度に関するそれぞれの規程等が存在し、その規程等に則して委嘱契約としていることが明確な場合は、適用可能です。

なお、委嘱契約とする場合でも、従来どおり、委託事業に係る勤務実態を把握していただくなど十分なエフォート管理を行っていただき、大学における支給基準（単価等）に沿って委託費に計上していただくことになります。

問129 研究費総額の内訳について、人件費の上限はあるか。

答 特にありません。ただし、研究費の配分が適切かどうかは、審査委員会において審査いたします。

問130 コンソーシアムの構成員である民間企業等が、自身が担当する研究課題で自社製品を委託費に計上する場合の注意点は。

答 委託対象経費の中に、受託者の自社製品の調達分がある場合、委託事業の実績額の中に受託者の利益等相当分が含まれることは、委託費の性質上ふさわしくないと考えられます。このような場合は、利益を除いた額（製造原価及び諸経費）で計上願います。

また、グループ会社及び関連会社からの調達においても、このことを踏まえて利益を排除するよう対応してください。

問131 研究グループ内の構成員から物品を購入または研究グループ内の構成員へ請負業務を発注するなどの際に委託費に計上する際の注意点は。

答 コンソーシアム内の構成員間の取引は、通常市場に出回っているもので、競争の結果、当該構成員が落札した場合を除いて原則認めていません。

構成員間の取引は、年度当初に、販売又は業務を請け負うことになる構成員に必要経費を配分することで対応することとします。

ただし、構成員の経理処理上やむを得ず販売の手続きを取らなければならない場合は、各研究課題担当者へ相談願います。このような場合は、社内取引価格（利益を計上しない）にて処理することにより認められる場合があります。

問132 応募要領で定められた研究内容以外の研究を実施した場合、委託費の対象となるか。

答 応募要領で定められた研究内容について提案を行っていただき、採択の上では当該研究内容を実施していただくことが基本となります。

応募要領以外の研究を行っていただくことは可能ですが、委託費の対象とはなりません（他の研究資金制度若しくは自己資金で実施していただくことは構いません。）。

問133 ソフトウェアを開発するにあたり、仕様書などは全て受託者側で決定し、最後のソフトウェア作成部分を他の会社に発注する。この場合、積算見積で機械備品費と雑役務費どちらに記載すればよいのか。

答 作業を請け負ってもらうということで雑役務費になります。ただし、再委託にあたらないうことをこちらで判断するため、提案書にどのような部分を外注するか等記載いただく

ようお願いします。

問134 試験研究費に光熱水料を計上しても良いことになっているが、計上にあたって留意すべき点はあるか。

答 直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。

そのため、光熱水料については、例えば試験研究に供する試験器具にメーターを取り付け、明らかに研究課題の遂行のために使用した分を計上するといったことが考えられます。

一方、一般管理費については、光熱水料の全体額の一部を事業に携わる人数費で按分する等により合理的に算出し、充てることが考えられます。

問135 備品のリースが難しい状態だが、その旨を記載する必要があるのか。また、備品の見積もりを取る必要があるのか。

答 リースやレンタルによる場合と、購入による場合で経済性等を勘案して判断することになります。リースの方が購入より経済的であれば、リースでの対応をお願いしておりますので、両者の比較・確認をさせていただく可能性があり、その際には選択の理由や備品の見積書をご準備いただく必要があります。

なお、物品の性質上、リース等の選択肢がない場合には、購入いただいても差し支えありませんが、その際には、リース等の選択肢がないこと等、購入で対応することの合理性に関する説明や理由書の提出等を求めることがあります。

その他

問136 研究計画を立てるために、翌年の予算額を教えてください。

答 研究計画の作成にあたっては、初年度の予算額をベースに作成してください。

問137 研究倫理教育は、研究代表機関がコンソーシアムの構成員に対して行うのか。

答 研究倫理教育は、「研究機関」としてコンソーシアムに参加する全ての機関において行っていただくこととしています。

研究倫理に関する研修の実施や、(独)日本学術振興会が作成している標準的な研究倫理教育教材等を読むなどの方法により行ってください。

問138 研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、研究倫理教育を実施することが求められているが、分析のためにパート雇用する補助員等も対象に含まれるのか。

答 補助員(研究支援人材)等も対象に含まれます。

「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」において、第2章の第2に「～研究機関においては、～(中略)～所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施することにより、研究者

等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。」と記載されており、研究費の配分を受けて研究活動の一部を担う者を対象にしています。

問139 不正防止ガイドラインに基づき、研究機関内の研究活動に携わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施することが求められているが、普及指導組織も必要か。

答 普及指導組織が普及・実用化支援組織として参加する場合は、研究倫理教育の実施までは求めません。

問140 令和2年度新規事業だけでなく、継続事業でも「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出する必要があるのか。

答 継続事業であっても、契約時に「研究倫理教育の実施に関する誓約書」（契約書別紙様式第7号）を提出していただく必要があります。

研究代表機関は、コンソーシアムを構成する全ての研究機関から集めた「研究倫理教育の実施に関する誓約書」をまとめて提出してください。